

平成31年度 情報公開の実施状況

情報公開制度は、市民の皆さんの求めに応じて市が保有するさまざまな情報を公開するものです。また、市政への市民参加を進めるため、審議会などの会議(一部を除く)を原則公開しています。

個人情報保護制度は、市が保有する個人情報を適切に取り扱うことを定めたもので、自己に関する情報の開示・訂正・利用停止の請求ができます。

◎情報公開・個人情報開示の状況

情報公開の請求件数は197件、個人情報開示の請求件数は25件でした。請求に対する決定状況、情報公開請求の主な内容は下表のとおりです。なお、情報公開の決定に対する審査請求は1件ありました。

請求に対する決定状況

区分	件数	決定内容		
		公開	部分公開	非公開(不存在含む)
情報公開	197	61	110	26
個人情報開示	25	6	10	9

情報公開請求の主な内容

実施機関	請求の主な内容
総務部	市に提出した質問書に係る文書など
企画財政部	
市民生活部	自治会活動助成金交付申請書、空き家情報、住居表示届出書受付台帳など
健康福祉部	有料老人ホームなどの重要事項説明書、窓口等業務委託事業者選定文書など
環境経済部	商店街街路灯等維持管理費補助金交付申請書など
建設部	道路・下水道などに係る設計等委託業務の金入り設計書など
都市部	公園管理委託契約書、生産緑地地区の一覧表など
消防長	火災活動報告書、地下タンクなどを有する事業所一覧など
教育委員会	図書館におけるティーンズ図書のリスト・貸出回数・廃棄リスト、旧井上家住宅二番土蔵保存整備工事内訳など
議会	政務活動費の取り扱いに関する基準

◎会議の公開

審議会などの会議は343回開催しました。公開した会議は173回(一部公開を含む)で、傍聴人に発言の機会を設けた会議は41回、傍聴人があった会議は27回でした。傍聴人の総数は61人で、発言者は10人でした。非公開とした会議は162回で、主なものは介護認定審査会の108回でした。

◎情報公開・個人情報開示の請求手続き

行政情報資料室(市役所本庁舎1階)と情報公開コーナー(教育委員会、水道局、消防本部)で受け付けています。請求する場合は、請求書を窓口に出してください。郵送による請求もできます。個人情報の開示請求には、本人確認書類(運転免許証など)が必要です。

◎行政情報資料室をご利用ください

市政情報、パブリックコメントの募集案件・寄せられた意見、市が作成した計画書・刊行物などを見ることができます。また、計画書・予算書・市史資料・めるへん文庫作品集などの有償刊行物も販売しています。

利用時間 平日午前9時～午後5時

☎ 文書管理課・内線237

浸水防止工事費用の一部を助成

大雨により住宅・店舗・事務所・駐車場などに浸水被害を受けた方が、浸水被害の軽減を図るために行う浸水防止工事に対し、費用の一部を助成します。

対象者 平成15年度以降に浸水被害に見舞われ、あびこハザードマップの浸水実績区域にお住まいの方または市のり災証明を受けている方

対象工事 ○給湯器・エアコン・温水器などの設備機器のかさ上げ ○駐車場のコンクリート・砂利などのかさ上げ ○建物基礎部のかさ上げまたは敷地の盛土 ○玄関先・店舗

内・事務所内など室内外の床面のかさ上げ ○住宅などの出入り口または敷地内の防水措置・コンクリート布設・ブロック積みなど ○敷地内への浸水防止のためのブロック壁の設置など

※販売目的で所有する建物・土地に係るものを除く

助成額 工事費用の2分の1(上限30万円)※工事が複数の場合は合算

交付要件 ①工事実施前に助成申請手続きを行うこと②令和3年3月31日(木)までに工事完了が見込まれること

☎ 市民安全課・内線217

平成30年度財務書類分析報告書

広報あびこ3月16日号でお知らせした「速報版 平成30年度一般会計等財務書類4表(統一的な基準)」が、一部数値を修正し確定しました。分析報告書など詳しくは市ホームページをご覧ください。

☎ 財政課・内線223

交付申請書の提出は7月31日(金)まで 被災住宅修繕支援事業補助制度

令和元年台風15号・19号および10月25日の大雨で被災(屋根または外壁などの破損)した住宅に対し、修繕支援を行います。申請方法など詳しくはお問い合わせください。

対象 自らが居住し、かつ、所有する住宅で、り災証明書で「一部損壊」以上が認められ、次の全てに該当する方。
①7月31日(金)までに交付申請書を提出できる②12月25日(金)までに修繕工事および事業者への支払いが完了し、実

績報告書を提出できる③修繕部分について他の公的補助を受けていない
※り災証明書の申請は市民安全課です。申請から取得まで1カ月程度かかりますのでご注意ください。

補助対象 対象工事費用が20万円以上であること

補助額 対象工事費用の20%(上限50万円)

☎・☎ 建築住宅課・内線529

受付は令和3年1月29日(金)まで 住宅リフォーム補助金制度

居住する個人住宅(所有権登記済み)のリフォーム工事を市内登録事業者などで行い定住する方に、工事費用の一部を補助します。詳しくは市ホームページをご覧ください。

※リフォーム工事の契約締結前(工事施工の実施前)の申請が必須

※住宅リフォーム補助金制度を利用し、【フラット35】子育て支援型・地域

活性化型の要件に適合する場合、住宅金融支援機構が提供する【フラット35】の当初5年間の借入金利を0.25%引き下げることができます。

補助対象 税込み20万円以上のリフォーム工事

補助額 対象工事費用の5～20%(最大50万円)

☎ 建築住宅課・内線601

雨水貯留タンクの設置費用を補助

雨水貯留タンクは雨水をタンクに一時的に留めることで、集中豪雨などによる急激な雨水の流出を抑制する効果があります。

対象 市内に所有する家屋などの建築物の敷地内に雨水貯留タンク(容量150L以上)を設置する方※貯留タンクとしての機能を十分に発揮できれば市販・自作でも可※販売用不動産やすでに補助金を受けた敷地は対象外

交付要件 年度内に設置が完了する

こと※交付決定の通知前にタンクを購入すると補助金を交付できません。

補助限度額 1台3万円、2台以上5万円

◎雨水貯留タンクを設置済みの方へ

事前に大雨が予想される場合は、雨水流出抑制効果が十分機能するようにタンク内の水を放流してください。また、ごみ詰まりなどを防止するため、定期的に点検・掃除を行ってください。

☎ 治水課・内線640

令和3年12月に証明書自動発行サービスを終了 コンビニ交付開始予定！ マイナンバーカードの申請はお早めに

令和3年12月に自動発行機による住民票の写しと印鑑登録証明書の発行を終了します。令和4年1月からは、同証明書をコンビニエンスストアで取得できる「コンビニ交付」を導入予定です。

「コンビニ交付」の利用には、電子証明書を搭載したマイナンバーカードが必要です。マイナンバーカードをまだお持ちでない方や電子証明書を搭載していない方は、お早めに申請してください。申請方法など詳しくはお問い合わせください。

※自動発行機によるサービス終了後も「印鑑登録証・あびこ市民カード」は、市民課・各行政サービスセンター窓口で印鑑登録証明書を請求する際に必要です。廃棄せずに大切に保管してください。

☎ 印鑑登録証・あびこ市民カード…市民課・内線360、マイナンバーカード…市民課・内線478